

【微生物検査】

微生物検査は病原微生物による感染症の診断と治療に関する検査です。

微生物を分類すると原虫（寄生虫）、真菌（カビ）、細菌、ウイルスに大きく分かります。ここでは細菌と真菌の検査結果の解説をします。

まず、肺炎疑いであれば喀痰、尿路感染症疑いであれば尿、食中毒疑いであれば糞便といったように、感染症を起こしていると思われる部位からの検体を採取して頂きます。検査室では培養により感染している微生物の決定、および試験管内で抗菌薬と混ぜ合わせてどの薬がどの程度の濃度で効果があるかを検査してお知らせします。

検査結果は以下のように病原菌の同定結果と、薬剤感受性結果を報告させていただきます。

● 同定結果

正式登録名（日本での一般的な呼び名）

例) *Staphylococcus aureus*（黄色ブドウ球菌）

Escherichia coli serumtype 0-157 : H7（腸管出血性大腸菌0-157）

真菌 *Candida albicans*（アルビカンス酵母菌）

● 薬剤感受性結果

薬剤成分名（商品名）、MIC：最小発育阻止濃度（同定菌を殺すのに最低必要な薬剤濃度）、判定結果：S（効果あり）I（中間）

R（効果なし）

例) ABPC（ピクシリン）、MIC>16、R →ピクシリン抗菌薬を体内血中濃度16 μ g/ml以上投与しないと効果がない。判定Rなので使えない。

FOM（ホスミシン）、MIC=8、I →ホスミシンを体内濃度最低8 μ g/ml以上になるように投与しないと効果がない。Iで使わないほうがよいが他に選択肢がない場合は十分量投与で効果が期待できる。

FLCZ（ジフルカン）、MIC<4、S →ジフルカン抗真菌薬が体内濃度4 μ g/ml程度でも十分な効果あり。S感受性あるため常用量で使用可能。

注意点）感染症の診断と治療には微生物検査結果だけではなく、総合的な判断が必要ですので主治医にご相談ください。